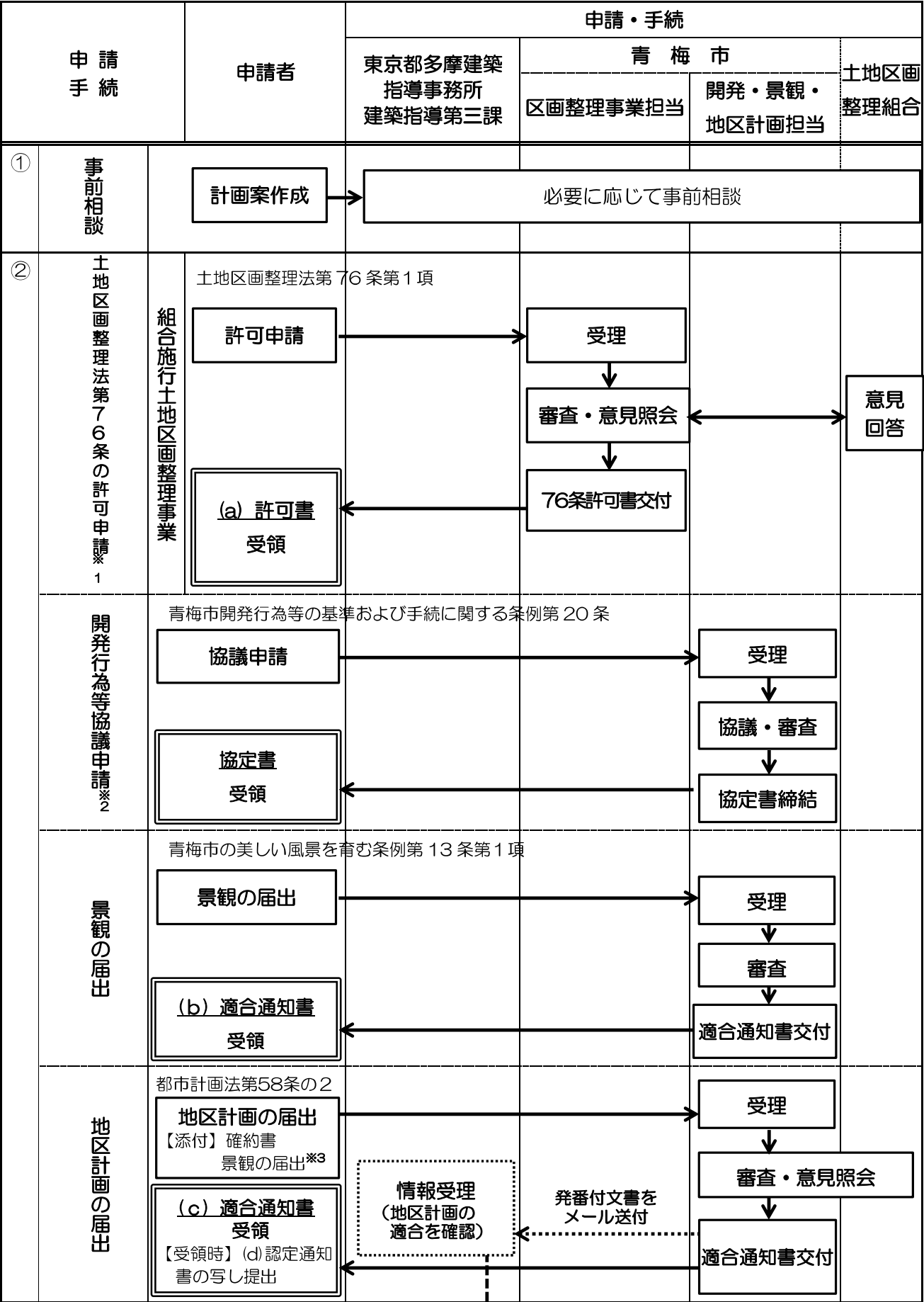
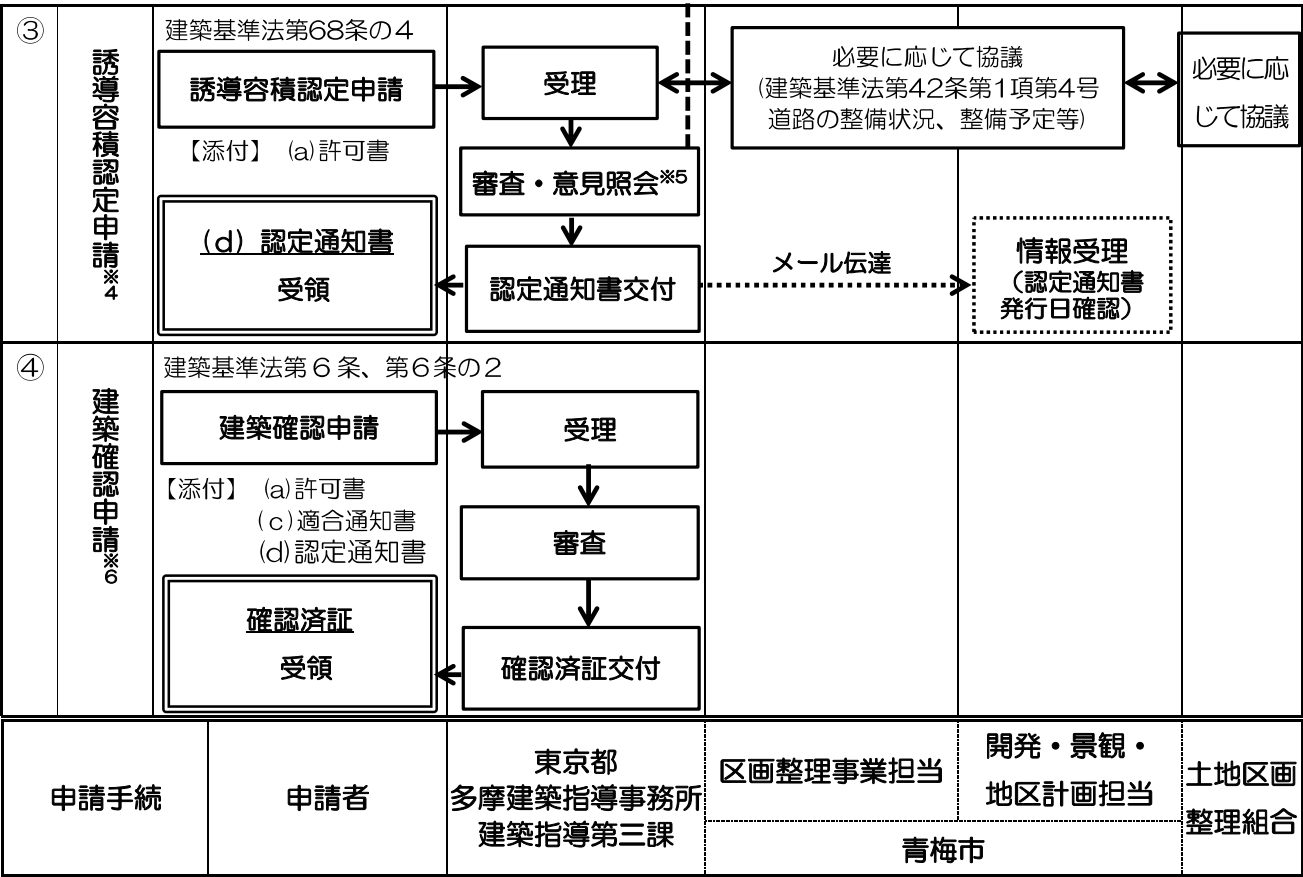


青梅インターチェンジ北側地区地区計画の
区域内における建築行為等の諸手続の流れ





※1 換地処分日をもって手続き不要となる。

※2 青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例における手続きの一部であるため、詳細は「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例協定書締結の流れ（建築行為）」を御確認下さい。

※3 この時までに景観の届出を済ましていること。（b）適合通知書の受領後であれば写しを添付すること。

※4 誘導容積を用いない場合は、申請不要です。

※5 駐車場の車室の面積が 500 ㎡以上のもの又は最大駐車場台数が 30 台以上のものについては、警視庁へ意見照会

※6 建築確認申請は指定確認検査機関においても申請可能です。